

# 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的事項に関する運用基準

平成 20 年 4 月 1 日

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）に関する運用基準を次のとおり定める。

指針二の 1 の(1)の①に規定する設置者が確保することを要する駐車場の必要台数を算定する際の要素となる自動車分担率は、商業地区にあっては、法指針の定めにかかわらず、次の表のとおりとする。

(単位:パーセント)

立地市町の行政人口	商業地区	
	緩和対象地区	緩和対象地区以外
人口 100 万人以上	—	$7.5 + 0.045L$ ( $L < 500$ ) 30 ( $L \geq 500$ )
人口 40 万人以上 100 万人未満	$11.3 + 0.05L$ ( $L < 500$ )	$12.5 + 0.055L$ ( $L < 500$ )
	$17.8 + 0.037L$ ( $500 \leq L < 600$ )	40 ( $L \geq 500$ )
	40 ( $L \geq 600$ )	
人口 10 万人以上 40 万人未満	$25 + 0.07L$ ( $L < 500$ )	$37.5 + 0.075L$ ( $L < 300$ ) 60 ( $L \geq 300$ )
	60 ( $L \geq 500$ )	
人口 10 万人未満	$25 + 0.07L$ ( $L < 500$ )	$40.0 + 0.100L$ ( $L < 300$ ) 70 ( $L \geq 300$ )
	60 ( $L \geq 500$ )	

注 1 この表において「緩和対象地区」とは、次の各号に掲げる鉄道駅周辺の商業地区とする。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社の駅 尼崎駅、立花駅、芦屋駅、明石駅、加古川駅、姫路駅、伊丹駅、川西池田駅、中山寺駅、宝塚駅、三田駅
- (2) 阪急電鉄株式会社の駅 園田駅、塚口駅、武庫之荘駅、伊丹駅、仁川駅、小林駅、逆瀬川駅、宝塚南口駅、宝塚駅、川西能勢口駅、中山駅、壳布神社駅
- (3) 阪神電気鉄道株式会社の駅 杭瀬駅、尼崎駅、出屋敷駅
- (4) 山陽電鉄株式会社の駅 山陽明石駅、山陽姫路駅
- (5) 神戸電鉄株式会社の駅 三田駅

2 この表において「L」とは、駅からの距離（単位：メートル）をいう。

3 ここでいう「駅」とは、当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅をいう。なお、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、県と協議し、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を駅として、上表を適用することができる。